

「(仮称)八王子市文化芸術振興条例」の骨子について みなさんのご意見を募集します

募集期間：平成28年12月10日（土）から平成29年1月16日（月）まで

八王子市では、市の文化芸術振興の基本的な考え方を「文化芸術振興条例」として定めます。このたび、条例の骨子がまとまりましたので、みなさんのご意見を募集します。よりよい条例とするため、ぜひたくさんのご意見をおきかせください。

条例制定の背景

八王子市では、市民が主役となる文化芸術活動を推進し、文化芸術がより身近になるよう、市の方向性を示す「文化芸術ビジョン（計画期間：平成 28～37 年度）」を策定しました。文化芸術ビジョンでは、平成 29 年度の八王子市制 100 周年記念や、平成 32 年度の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を文化芸術振興のきっかけとなる大きな機会ととらえています。

このような背景があるなか、これまでの文化芸術振興の取り組みをさらに推し進め、より多くの市民の皆様が文化芸術に親しんでいただけるよう、条例を制定します。

条例の構造

「(仮称)八王子市文化芸術振興条例」は、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な施策展開により、文化芸術の振興に当たって、市が目指す姿の実現をめざします。



条例の骨子

1 前文

文化芸術は、私たちの生活に豊かさや潤いをもたらし、人と人を結びつけ、まちの魅力を高めるものです。

私たちのまち八王子には、歴史と先人たちから受け継いだ伝統文化があります。また、先端技術産業の分野に関わる研究機関が立地し、全国有数の学園都市としても豊富な資源があります。このまちの多彩な地域性を活かし、文化芸術がさらに発展し、後世へ引き継いでいくことが重要です。ここに、市民と市が手を携え、このまちの文化芸術を振興するため、この条例を制定します。

2 目的

この条例は、八王子市における文化芸術の振興に関し、基本的な事項並びに市の責務及び市民の役割を明らかにし、総合的かつ計画的な施策を展開することにより、豊かで潤いのある市民生活を実現できるようにすることを目的とします。

3 基本原則

- (1) 文化芸術の振興に当たっては、豊かな心を育む市民文化を発展させるものでなければなりません。
- (2) 文化芸術の振興に当たっては、先人から受け継がれてきた伝統文化を継承するものでなければなりません。
- (3) 文化芸術の振興に当たっては、市民相互及び市民と国内外の人々との文化芸術の交流を推進するものでなければなりません。

4 市の責務

- (1) 市は、前条の基本原則にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に展開しなければなりません。
- (2) 市は、市民の自主的な文化芸術活動を促進し、これらの活動を支援するために必要な施策を講じなければなりません。
- (3) 市は、文化芸術の振興に関する施策の展開に当たっては、広く市民と連携しなければなりません。

5 市民等の役割

- (1) 市民は、第2条の基本原則を理解し、文化芸術の振興に当たっては、自らが文化芸術活動の担い手となる役割があります。
- (2) 事業者は、文化芸術活動を行う市民及び団体の活動を支援するよう努めます。

6 文化芸術の振興に関する計画の策定

- (1) 市は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため、文化芸術の振興に関する計画を策定します。
- (2) 前項の計画を策定するにあたり、歴史、伝統文化及び学園都市等の地域性を踏まえ、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を尊重するとともに、市民及び文化芸術活動を行う者等からの意見を十分に反映するよう努めます。

7 文化芸術に触れる環境の整備

市は、広く市民が、身近な場所で文化芸術に触れることのできる環境の整備のための施策を講じます。

8 文化芸術を行う環境の整備

市は、文化芸術活動を行う者が多様な活動を行うことができる環境の整備のための施策を講じます。

9 文化芸術活動に関する情報の収集及び発信

市は、市及び文化芸術活動を行う者が連携して文化芸術活動に関する情報の収集及び発信を行う環境の整備のための施策を講じます。

10 文化芸術活動を担う人材の育成

市は、文化芸術活動を担う人材の育成を進めるための必要な施策を講じます。

11 文化芸術活動への子どもたちの参加の機会の確保

市は、子どもたちが優れた文化芸術に触れ、文化芸術活動に参加できる機会の確保のための施策を講じます。

12 文化芸術活動の支援等のための公共施設の活用

市は、文化芸術活動の支援を行うための拠点又は地域の文化芸術を創造する場として、公共施設を有効に活用するための施策を講じます。

13 伝統文化の継承

市は、これまで受け継がれてきた伝統文化への理解を深め、後世へ継承するための施策を講じます。

14 文化芸術交流の推進

市は、市民相互及び市民と国内外の人々との文化芸術の交流を推進するための施策を講じます。

15 大学等と連携するための環境の整備

市は、文化芸術活動を行う者及び市が大学等の高等教育機関と連携し、その人材、施設等を活用できる環境の整備のための施策を講じます。

16 様々な分野との連携

市は、文化芸術がまちづくり、教育、福祉、産業等の様々な分野にも影響を及ぼすものであることに鑑み、文化芸術の振興に係る施策の推進に当たっては、これらの分野に関わる者との連携を図ります。

条例に対する意見の提出について

この「(仮称) 八王子市文化芸術振興条例」骨子に対するご意見をお寄せください。

「意見書」にご意見と住所、氏名を明記の上、下記の方法によりご提出ください。

なお、ご意見をお寄せいただけるのは、市内に在住、在勤又は在学する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人、その他の団体です。

- ※ Eメールなど、所定の様式によらない意見の送付も可能です。この場合には、ご意見と住所・氏名（市内在勤・在学の方は会社名または学校名も記載）を必ず明記のうえご提出ください。
- ※ お寄せいただいたご意見は、「(仮称) 八王子市文化芸術振興条例」を策定する上での参考とさせていただきます。また、ご意見の概要とそれに対する市の考え方を公表いたします（住所、氏名は公表いたしません）。
- ※ この条例の骨子は市のホームページでもご覧いただけます。

八王子市 バブリックコメント

検索

提出方法

- ◇ 持参 八王子市役所本庁舎 7階 市民活動推進部 学園都市文化課窓口
- ◇ 郵送 〒192-8501
八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号
「八王子市 市民活動推進部 学園都市文化課」 宛て
- ◇ F A X 042-626-0253
- ◇ Eメール b050800@city.hachioji.tokyo.jp
- ※ 電話ではお受けできませんので、ご了承ください。

募集期間

平成 28 年 12 月 10 日（土）から平成 29 年 1 月 16 日（月・必着）まで

お問い合わせ先

八王子市 市民活動推進部 学園都市文化課
TEL 042-620-7409（直通）
FAX 042-626-0253



百年の彩りを
次の100年の
輝きへ

